

木材産業振興資金のご案内

鹿児島県内で林業・木材産業を営む方が利用できる運転資金です

資金用途

原木や素材の購入・斡旋



素材の生産



素材や製材品の
出荷・販売



製材加工



融資対象者

次の要件を全て満たしている者

- ① 県内に事業所を有する素材生産業者、木材製造業者又は木材卸売業者である。
- ② 県内で生産された素材又は木材製品を活用して事業が営まれている。
- ③ 県民税及び市町村民税を完納している。

貸付条件

取扱金融機関	南日本銀行 又は 鹿児島相互信用金庫
貸付利率	年1.60%
貸付限度額	木材業を営む者 1,000万円 製材業を営む者 2,000万円 木材業及び製材業を営む者 2,000万円
貸付期間	1年以内
保証人及び担保	金融機関の定めによる。 ※(独)農林漁業信用基金の保証も活用できます。

申請の流れ

※融資の可否を判断するのは金融機関ですので、融資対象者の要件を満たしていても融資できない場合があります。



県環境林務課

① 申込書等提出

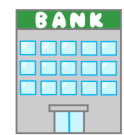
② 要件確認通知



申請者

③ 融資申込み

④ 融資実行



金融機関
(南銀又は相信)

申込書等

※融資対象者の要件を確認するため、**県環境林務課に提出**していただく書類です。

- ① 申込書 (鹿児島県ホームページに掲載)
- ② 法人の場合は、登記簿謄本の写し
- ③ 県産材の取扱量が確認できるような資料 (仕入れ台帳の写しなど)
- ④ 県民税など滞納がないことの証明書

問い合わせ先

木材産業振興資金



- ・ 県環境林務課 森林組合係 Tel099-286-3334 (直通)
- ・ 取扱金融機関 (南日本銀行 又は 鹿児島相互信用金庫)

